

## 条例素案（正副座長案）

**【条例の名称】**

## 三重県県産材をはじめとする木材の利用の促進に関する条例（仮称）

**前文**

- ・三重県は県土の約3分の2を森林が占め、優良な木材の産地として発展してきており、県民は古くからその潤沢な森林資源の恵みを受けて、暮らしの中に息づく豊かな木の文化を育んできた。
- ・人に優しく、また、再生可能で二酸化炭素を貯蔵する機能を有するなど環境への負荷が少ない資源である県産材をはじめとする木材（以下単に「木材」という。）の利用は、県土及び海洋を含めた自然環境の保全、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながるとともに、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化にも資するものであり、究極的には快適で豊かな県民生活の実現に寄与するものである。
- ・しかしながら、高度経済成長期以降、人々の生活様式の変化等により、住宅をはじめとする様々な分野で木材や木製品に代わり他の素材や製品が使用され、木材の利用は減少傾向にあり、また、長期にわたって木材価格が低迷するなど、木材の利用を取り巻く状況は深刻である。
- ・一方で、近年、木材の利用に係る技術の開発及び新用途への活用が進むとともに、木材が心身にもたらす好ましい効果についての研究成果が明らかにされてきており、また、平成30年の建築基準法の改正により木造建築物等に係る制限の合理化が図られるなど、木材の利用の促進に向けた気運の高まりもみられる。
- ・このような中、我々は、木材の利用の意義を改めて認識し、県民一人一人の人生を豊かなものにするためにも、県、市町等が整備する公共建築物における木材の利用とともに、住宅や社屋への木材の利用をはじめとする日常生活及び事業活動における木材の利用に積極的に取り組み、様々な形で暮らしの中に木を取り入れることで、三重県において木の文化を継承し、発展させていかななければならない。
- ・ここに、我々は、三重の森林づくり条例と相まって、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、林業及び木材産業の健全な発展により地域経済を活性化させ、そして県民が快適で豊かな生活を営むことができるようにするため、県を挙げて木材の利用の促進を図り、木材、その中でも特に県産材を優先して利用する社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

**第1 目的**

この条例は、木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、木材の利用の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民及び事業者の参加の下、木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するとともに、快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

## **第2 定義**

- (1) 県産材 三重の森林づくり条例第2条第3号に規定する県産材をいう。
- (2) 木材の利用 建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料等として木材を使用すること（木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。
- (3) 森林の有する多面的機能 森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。
- (4) 公共建築物 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共建築物をいう。
- (5) 森林所有者等 三重の森林づくり条例第2条第1号に規定する森林所有者等をいう。
- (6) 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。）を行う者をいう。
- (7) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (8) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (9) 教育関係者等 教育及び保育に関する職務に従事する者並びに教育及び保育に関する関係機関及び関係団体をいう。

## **第3 基本理念**

木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 県産材の利用の拡大が三重の森林を守り、又は育てることに資することに鑑み、三重の森林づくり条例と相まって、県産材の利用を優先的に促進するとともに、森林資源の循環利用を図ることにより、本県の豊かな森林資源が次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われること。
- (2) 木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制するよう消費地からできる限り近接した地域にある森林から生産された木材の利用を優先的に促進すること等により、環境への負荷の低減に寄与するよう行われること。
- (3) 林業及び木材産業の健全な発展が地域経済の活性化につながることに鑑み、木材の経済的価値の向上が図られるよう行われること。
- (4) 木材の利用を積極的に行うことが快適で豊かな県民生活の実現につながることに鑑み、そのような県民生活の実現に資するよう木材の優れた特性を生かすとともに、県民及び事業者の意識の高揚及び自発的な取組を促進するよう行われること。
- (5) 県、国、市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者が相互に連携し、及び協力して効果的に行われること。

## **第4 県の責務**

- ① 県は、基本理念にのっとり、木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ② 県は、①の施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

## **第5 市町の責務**

- ① 市町は、木材の利用の促進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念にのっとり、県、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者と連携し、木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。
- ② 市町は、その整備する公共建築物等において、木材の利用に積極的に努めるものとする。

## **第6 市町に対する支援**

県は、市町が実施する木材の利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

## **第7 森林所有者等の責務**

森林所有者等は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた良質な県産材の供給に資するようその森林の適切な整備及び保全に積極的に努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## **第8 林業事業者の責務**

林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の適切な整備及び保全、多様な需要に応じた良質な県産材の供給及び人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## **第9 木材産業事業者の責務**

木材産業事業者は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた木材の有効利用及び安定的な供給（木材を使用した木製品の安定的な供給を含む。）の推進並びに新たな用途の開発、加工技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## **第10 建築関係事業者の責務**

建築関係事業者は、基本理念にのっとり、木材に係る知識の習得、木材の活用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## **第11 教育関係者等の責務**

教育関係者等は、基本理念にのっとり、森林環境教育及び木育（以下「森林教育」と総称する。）の推進、そのための人材の育成及び他の森林教育の推進に関する活動を行う者との連携に積極的に努めるとともに、その関係する教育等に係る施設において、木材の利用に積極的に努めるものとする。

## **第12 県民及び事業者の責務**

県民及び事業者は、基本理念にのっとり、木材の利用の意義について理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて木材の利用に積極的に努めるとともに、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### **第13 木材利用方針**

- ① 知事は、木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木材利用方針を定めるものとする。この場合において、木材利用方針は、法第8条第1項に規定する県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針として定めるものとする。
- ② ①の木材利用方針（以下単に「木材利用方針」という。）においては、法第8条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 木材の利用の促進に関する目標（県が整備する公共建築物における木材の利用の目標を除く。）
  - (2) 木材の利用の促進を図るために必要な施策に関する基本的事項
  - (3) 森林教育、木材の利用の促進に係る普及啓発等に関する基本的事項
  - (4) その他木材の利用の促進に関し必要な事項
- ③ 木材利用方針において定める事項については、県産材の利用を優先的に促進することを基本とするものとする。
- ④ 木材利用方針において定める法第8条第2項第2号の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。
- ⑤ 知事は、木材利用方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ⑥ 知事は、毎年一回、木材利用方針に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

### **第14 県の率先利用**

- ① 県は、その整備する公共建築物において、木材利用方針で定めるところにより、原則としてその主要構造部その他の部分に県産材を使用するものとする。
- ② 県は、その整備する工作物等において、自ら率先して県産材の利用に努めなければならない。

### **第15 木材の利用の促進**

県は、木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 県以外の者が整備する公共建築物における木材の利用の促進に関すること。
- (2) 公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進に関すること。
- (3) 建築物以外の分野における木材の利用の促進に関すること。
- (4) 木材の利用の促進に関する研究及びその成果、技術等の普及に関すること。
- (5) 木材の利用の促進に寄与する関係事業者等（森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等をいう。）の人材の育成及び確保に関すること。
- (6) 県産材（県産材を使用した木製品を含む。(6)において同じ。）の魅力の向上の促進その他の県産材の国内外への販路の拡大に関すること。

### **第16 森林教育、普及啓発等**

県は、森林教育、普及啓発等を通じて、木材の利用の促進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、木材の利用の促進に向けた県民及び事業者の気運の醸成に努めなければならない。

## **第17 顕彰**

県は、木材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者を顕彰するよう努めなければならない。

## **第18 体制の整備**

- ① 県は、木材の利用の促進に関する取組の円滑かつ効果的な実施を図るため、国、市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者との協議の場を設けるなど、県及びこれらの者が相互に連携し、及び協力することができる体制の整備に努めるものとする。
- ② 県は、木材の利用の促進に関する施策を部局の枠を超えて総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

## **第19 財政上の措置**

県は、木材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## **附 則**

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第13の規定は、同年10月1日から施行する。

## 【条例の名称】

# 三重県県産材をはじめとする県産材等木材の利用の促進に関する条例 (仮称)

## 前文

- ・三重県は県土の約3分の2を森林が占め、優良な木材の産地として発展してきており、県民は古くからその潤沢な森林資源の恵みを受けて、暮らしの中に息づく豊かな木の文化を育んできた。
- ・人に優しく、また、再生可能で二酸化炭素を貯蔵する機能を有するなど環境への負荷が少ない資源である県産材をはじめとする等木材(以下単に「木材」という。)の利用は、県土及び海洋を含めた自然環境の保全、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながるとともに、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化にも資するものであり、究極的には快適で豊かな県民生活の実現に寄与するものである。
- ・しかしながら、高度経済成長期以降、人々の生活様式の変化等により、住宅をはじめとする様々な分野で木材や木製品に代わり他の素材や製品が使用され、県産材等木材の利用は減少傾向にあり、また、長期にわたって木材価格が低迷するなど、県産材等木材の利用を取り巻く状況は深刻である。
- ・一方で、近年、県産材等木材の利用に係る技術の開発及び新用途への活用が進むとともに、県産材等木材が心身にもたらす好ましい効果についての研究成果が明らかにされてきており、また、平成30年の建築基準法の改正により木造建築物等に係る制限の合理化が図られるなど、県産材等木材の利用の促進に向けた気運の高まりもみられる。
- ・このような中、我々は、県産材等木材の利用の意義を改めて認識し、県民一人一人の人生を豊かなものにするためにも、県、市町等が整備する公共建築物における県産材等木材の利用とともに、住宅や社屋への県産材等木材の利用をはじめとする日常生活及び事業活動における県産材等木材の利用に積極的に取り組み、様々な形で暮らしの中に木を取り入れることで、三重県において木の文化を継承し、発展させていかなければならない。
- ・ここに、我々は、三重の森林づくり条例と相まって、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、林業及び木材産業の健全な発展により地域経済を活性化させ、そして県民が快適で豊かな生活を営むことができるようにするため、県を挙げて県産材等木材の利用の促進を図り、県産材等木材、その中でも特に県産材を優先して利用する社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第1 目的

この条例は、県産材等木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県産材等木材の利用の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民及び事業者の参加の下、県産材等木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並

びに林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するとともに、快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

## 第2 定義

- (1) 県産材 三重の森林づくり条例第2条第3号に規定する県産材をいう。
- ~~(2) 県産材等木材 県産材をはじめとする木材をいう。~~
- ~~(2)(3) 県産材等木材の利用~~ 建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料等として**県産材等**木材を使用すること（**県産材等**木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。
- ~~(3)(4) 森林の有する多面的機能~~ 森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。
- ~~(4)(5) 公共建築物~~ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共建築物をいう。
- ~~(5)(6) 森林所有者等~~ 三重の森林づくり条例第2条第1号に規定する森林所有者等をいう。
- ~~(6)(7) 林業事業者~~ 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。）を行う者をいう。
- ~~(7)(8) 木材産業事業者~~ 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- ~~(8)(9) 建築関係事業者~~ 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- ~~(9)(10) 教育関係者等~~ 教育及び保育に関する職務に従事する者並びに教育及び保育に関する関係機関及び関係団体をいう。

## 第3 基本理念

**県産材等**木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 県産材の利用の拡大が三重の森林を守り、又は育てることに資することに鑑み、三重の森林づくり条例と相まって、県産材の利用を優先的に促進するとともに、森林資源の循環利用を図ることにより、本県の豊かな森林資源が次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われること。
- (2) **県産材等**木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制するよう消費地からできる限り近接した地域にある森林から生産された**県産材等**木材の利用を優先的に促進すること等により、環境への負荷の低減に寄与するよう行われること。
- (3) 林業及び木材産業の健全な発展が地域経済の活性化につながることに鑑み、**県産材等**木材の経済的価値の向上が図られるよう行われること。
- (4) **県産材等**木材の利用を積極的に行うことが快適で豊かな県民生活の実現につながることに鑑み、そのような県民生活の実現に資するよう**県産材等**木材の優れた特性を生かすとともに、県民及び事業者の意識の高揚及び自発的な取組を促進するよう行われること。
- (5) 県、国、市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者が相互に連携し、及び協力して効果的に行われること。

## 第4 県の責務



- ① 県は、基本理念にのっとり、**県産材等**木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ② 県は、①の施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。
- ~~③ 県は、その整備する公共建築物において、**県産材等**木材利用方針で定めるところにより、原則としてその主要構造部その他の部分に**県産材**を使用するものとする。~~
- ~~④ 県は、その整備する工作物等において、自ら率先して**県産材等**木材の利用に努めなければならない。~~
- ~~⑤ 県は、**県産材等**木材の利用の促進に関する研究、技術の普及及び人材の育成、**県**以外の者が整備する公共建築物、住宅等の建築物における**県産材等**木材の利用の促進その他の**県産材等**木材の利用の促進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。~~
- ~~⑥ 県は、教育、普及啓発等を通じて、**県産材等**木材の利用の促進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、その実施に関する県民及び事業者の協力を求めるよう努めなければならない。~~

## **第5 市町の責務**

- ① 市町は、**県産材等**木材の利用の促進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念にのっとり、県、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者と連携し、**県産材等**木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。
- ② 市町は、その整備する公共建築物等において、**県産材等**木材の利用に積極的に努めるものとする。

## **第6 市町に対する支援**

県は、市町が実施する**県産材等**木材の利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

## **第7 森林所有者等の責務**

森林所有者等は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた良質な**県産材**の**安定的な**供給に資するようその森林の適切な整備及び保全に積極的に努めるとともに、県が実施する**県産材等**木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## **第8 林業事業者の責務**

林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の適切な整備及び保全、多様な需要に応じた良質な**県産材**の**安定的な**供給及び人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する**県産材等**木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## **第9 木材産業事業者の責務**

木材産業事業者は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた**県産材等**木材の有効利用及び安定的な供給（**県産材等**木材を使用した木製品の安定的な供給を含む。）の推進並びに新たな用途の開発、加工技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する**県産材等**木材の利用の促進に関する施策に協力



するよう努めるものとする。

## 第10 建築関係事業者の責務

建築関係事業者は、基本理念にのっとり、**県産材等**木材に係る知識の習得、**県産材等**木材の活用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する**県産材等**木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第11 教育関係者等の責務

教育関係者等は、基本理念にのっとり、森林環境教育及び木育（以下「森林教育」と総称する。）の推進、そのための人材の育成及び他の森林教育の推進に関する活動を行う者との連携に積極的に努めるとともに、その関係する教育等に係る施設において、**県産材等**木材の利用に積極的に努めるものとする。

## 第12 県民及び事業者の責務

県民及び事業者は、基本理念にのっとり、**県産材等**木材の利用の意義について理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて**県産材等**木材の利用に積極的に努めるとともに、県が実施する**県産材等**木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第13 県産材等木材利用方針

- ① 知事は、**県産材等**木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**県産材等**木材利用方針を定めるものとする。この場合において、**県産材等**木材利用方針は、法第8条第1項に規定する県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針として定めるものとする。
- ② ①の**県産材等**木材利用方針（以下単に「木材利用方針」という。）においては、法第8条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) **県産材等**木材の利用の促進に関する目標（県が整備する公共建築物における**県産材等**木材の利用の目標を除く。）
  - (2) **県産材等**木材の利用の促進に関する研究、技術の普及及び人材の育成、~~県以外の者が整備する公共建築物、住宅等の建築物における**県産材等**木材の利用の促進~~  
~~その他の**県産材等**木材の利用の促進~~を図るために必要な施策に関する基本的事項
  - (3) **県産材等**木材の利用の促進に関する森林教育、木材の利用の促進に係る普及啓発等に関する基本的事項
  - (4) その他**県産材等**木材の利用の促進に関し必要な事項
- ③ 木材利用方針において定める事項については、**県産材**の利用を優先的に促進することを基本とするものとする。
- ④ 木材利用方針において定める法第8条第2項第2号の目標については、定量的に定めるよう努めなければならない。
- ⑤③ 知事は、**県産材等**木材利用方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ⑥④ 知事は、毎年一回、**県産材等**木材利用方針に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

## **第 14 県の率先利用**

- ① 県は、その整備する公共建築物において、木材利用方針で定めるところにより、原則としてその主要構造部その他の部分に県産材を使用するものとする。
- ② 県は、その整備する工作物等において、自ら率先して県産材の利用に努めなければならない。

## **第 15 木材の利用の促進**

県は、木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 県以外の者が整備する公共建築物における木材の利用の促進に関すること。
- (2) 公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進に関すること。
- (3) 建築物以外の分野における木材の利用の促進に関すること。
- (4) 木材の利用の促進に関する研究及びその成果、技術等の普及に関すること。
- (5) 木材の利用の促進に寄与する関係事業者等（森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等をいう。）の人材の育成及び確保に関すること。
- (6) 県産材（県産材を使用した木製品を含む。(6)において同じ。）の魅力の向上の促進その他の県産材の国内外への販路の拡大に関すること。

## **第 16 森林教育、普及啓発等**

県は、森林教育、普及啓発等を通じて、木材の利用の促進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、木材の利用の促進に向けた県民及び事業者の気運の醸成に努めなければならない。

## **第 17 顕彰**

県は、木材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者を顕彰するよう努めなければならない。

## **第 1814 体制の整備**

- ① 県は、**県産材等**木材の利用の促進に関する取組の円滑かつ効果的な実施を図るため、国、市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等並びに県民及び事業者との協議の場を設けるなど、県及びこれらの者が相互に連携し、及び協力することができる体制の整備に努めるものとする。
- ② 県は、**県産材等**木材の利用の促進に関する施策を部局の枠を超えて総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

## **第 1915 財政上の措置**

県は、**県産材等**木材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## **附 則**

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。